

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県倉敷市松江三丁目2番46号

氏 名 内田工業株式会社
代表取締役 内田航

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 6 年 7 月 18 日

許可の有効年月日 令和 13 年 7 月 17 日

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻（カドミウム、鉛、六価クロムを含むものに限る。）／汚泥（カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）／廃油（引火性廃油及びトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）／廃酸（pH2.0以下のもの及びカドミウム、鉛、六価クロム、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）／廃アルカリ（pH12.5以上のもの及びカドミウム、鉛、六価クロム、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）／鉍さい（鉛、六価クロムを含むものに限る。）／ばいじん（鉛、六価クロム、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）

(以上 7項目)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 26 年 7 月 18 日	新規許可
令和 元 年 7 月 18 日	更新許可
令和 6 年 7 月 18 日	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無
市名

無

許可番号

—

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無